

○環境省令第二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第四項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第二項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

環境大臣 中川 雅治

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(販売禁止鳥獣等)</p> <p>第二十二條 法第二十三條第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマテイクス・ソエンメルリンギイ）及びオオタカ（アキピタル・ゲンテイリス・フジヤマエ）並びにそれらの卵とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(販売の目的)</p> <p>第二十三條 法第二十四條第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ（アキピタル・ゲンテイリス・フジヤマエ）にあつては、第一号イ及びハ並びに第二号イ及びロに掲げるものに限る。</p> <p>一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ (略) ハ (略)</p> <p>二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合</p>	<p>(販売禁止鳥獣等)</p> <p>第二十二條 法第二十三條第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマテイクス・ソエンメルリンギイ）及びその卵とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(販売の目的)</p> <p>第二十三條 法第二十四條第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 (新設) イ (略) ロ (略)</p> <p>二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合</p>

イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
ロ ト (略)

(輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべ
き鳥獣等)

第二十七条 法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣
の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。

一 鳥獣 次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	たか目
(三)	オオタカ(アキビテル・ゲンテイルス・フジヤマエ)
たか科	
(四)	(略)
(略)	

二・三 (略)

(証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの)

第二十九条 法第二十六条第一項の環境大臣が定める国又は地域
は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。ただし、オ

(新設)
イ ト (略)

(輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべ
き鳥獣等)

第二十七条 法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣
の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。

一 鳥獣 次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	(新設)
(新設)	(新設)
(三)	(略)
(略)	

二・三 (略)

(証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの)

第二十九条 法第二十六条第一項の環境大臣が定める国又は地域
は、次に掲げる国又は地域以外の国又は地域とする。

オオタカ(アキビテル・ゲンテイルス・フジヤマエ)については、
この限りでない。

一 十六 (略)

(法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣)

第二十九条の二 法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、
次の表に掲げる鳥獣(生きているものに限る。)とする。

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	たか目
たか科	
(三)	オオタカ(アキビテル・ゲンテイルス・フジヤマエ)
(四)	(略)
(略)	

別表第一 希少鳥獣(第二条の二関係)

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	たか目

一 十六 (略)

(法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣)

第二十九条の二 法第二十六条第二項の環境省令で定める鳥獣は、
次の表に掲げる鳥獣(生きているものに限る。)とする。

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	(新設)
(新設)	(新設)
(三)	(略)
(略)	

別表第一 希少鳥獣(第二条の二関係)

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一)	(略)
(二)	たか目

たか料	オジロワシ（ハリアエトウス・アルビキルラ・アルビキルラ） オオワシ（ハリアエトウス・ペラギクス） カンムリワシ（スピロルニス・ケエラ・ペルアレク スス） チエウヒ（キルクス・スピロノトウス・スピロノト ウス） リユウキユウツシ（アキビテル・グラリス・イワサ キイ） （削る） サシバ（アタストウル・インデイクス） オガサワラノスリ（アテオ・アテオ・トヨシマイ） イヌワシ（アクイラ・クリエサエトス・ヤボニカ） クマタカ（ニサエトウス・ニペレンスイス・オリエ ンタリス） （略）
-----	--

たか料	オジロワシ（ハリアエトウス・アルビキルラ・ア ルビキルラ） オオワシ（ハリアエトウス・ペラギクス） カンムリワシ（スピロルニス・ケエラ・ペルアレク スス） チエウヒ（キルクス・スピロノトウス・スピロノト ウス） リユウキユウツシ（アキビテル・グラリス・イワサ キイ） オオタカ（アキビテル・ガンテイルリス・アジヤマエ ヲ） サシバ（アタストウル・インデイクス） オガサワラノスリ（アテオ・アテオ・トヨシマイ） イヌワシ（アクイラ・クリエサエトス・ヤボニカ） クマタカ（ニサエトウス・ニペレンスイス・オリエ ンタリス） （略）
-----	---

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十七条、第二十九条及び第二十九

条の二の改正規定は、平成二十九年九月二十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。